

## 非常変災時の措置について

### 臨時休業になるとき

(1)【午前7時の時点で】以下のものが発表・発令・起きたとき

大阪市に（台風等）	大阪市に（地震等）	生野区に（河川洪水等）
暴風警報	震度5弱以上の地震	警戒レベル3 (高齢者等は避難)
暴風雪警報 特別警報	「南海トラフ地震に関する情報」(臨時) のうち、「観測された現象を調査した結果、 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可 能性が平常時に比べて相対的に高まっ たと評価された場合」に関するもの（気象庁 発表）が発表された場合。	警戒レベル4 (全員避難)

(2)【午前7時以降、始業時刻までに】

上記のものが発表・発令・起きたとき

○登校後臨時休業となったときには、教職員で生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。（連絡先等の確認を今一度お願いします。連絡先を変更された場合は、担任までご連絡ください。）

○登校後、警戒レベル3(高齢者は避難)が発令された場合、校内にて生徒の安全確保に努めます。警戒レベル4(全員避難)が発令された場合、校内にて安全確保に努め、3階以上に避難したうえで、待機させます。

○以後、何時の時点で警報が解除されましても、その日は臨時休業ですので、登校の必要はありません。

○休業となった場合の過ごし方につきましては、学校でも指導いたしておりますが、ご家庭でもくれぐれもご配慮いただきますようよろしくお願いします。

○緊急連絡メールの登録メールアドレスの変更をされた場合は、再登録が必要になります。また、未登録で、登録シートが必要な方は、担任までご連絡ください。